

の確認」「住民サービスの質の向上」が求められる時代です。

「審査」をご活用ください!



業務の委託者に求められる責任

業務を受託した民間企業が労働社会保険諸法令に違反するようなことがあった場合には、民間委託の前提となる競争入札の適正さを欠くばかりでなく、委託者である地方自治体のコンプライアンスに対する責任が問われる危険性があります。

民間の力を最大限に活かしてもらうために

このような問題を反映して、先進的な地方自治体や中央省庁では、業務の民間委託において、受託事業者の労働社会保険諸法令の遵守状況の確認と、委託業務に従事する方が意欲的に業務に取り組める環境にあることの確認を行うため、社会保険労務士による「労働条件審査」を導入しています。

業務の民間委託にあたり、民間の力を最大限に発揮いただくためにも、社会保険労務士による「労働条件審査」をご活用ください。

● 社会保険労務士とは ●

社会保険労務士は企業の労務管理に関する相談・指導と労働社会保険諸法令に関する手続などを専門とする国家資格者で、現在、全国で約38,000人が活躍しています。

日頃から、中小企業の経営者と従業員の皆様がいきいきと働き、ともに成長していける「人を大切に経営」の実現を支援するとともに、国民の皆様が日々の生活の中で直面する労働、雇用、医療、年金、介護などに関するご相談に的確にお応えし、安心して暮らせるよう、各種の支援と様々な取り組みを進めています。

日々の生活の様々な場面で、頼れる身近な専門家としてご活用ください。

社会保険労務士を地域事業にご活用ください!

都道府県社会保険労務士会では、地域の皆様が安心して暮らすことのできるよう、地方自治体からの要請に応じ、各種地域事業に協力しています。お気軽にご相談ください。

《協力事例》

- 雇用問題の解決に向けた「労働相談」の相談員派遣
- 老後の安心に繋がる「年金相談」の相談員派遣
- 次世代を担う若年層への「社会保障教育」の実施
- 通院者等への健康保険・障害年金の相談の実施
- 地域企業への経営支援に関する専門家派遣
- 災害時等の緊急時対応への協力 など

●お問い合わせは

労働条件審査の導入・実施に関するご相談は
お近くの社会保険労務士会へお問い合わせください。

社労士会

検索

労働条件審査

労働条件審査の導入・実施は、
労務管理と労働社会保険の専門家である
社会保険労務士にお任せください。

公共サービスの民間委託における
「法令遵守状況の確認」と
「住民サービスの質の向上」をお手伝いします。

公共サービスの民間委託では、予算の削減だけでなく「法令遵守 社会保険労務士の「労働条件

コスト削減に起因する 「労働条件の低下」・「法令違反」が社会問題に

近年の行政改革の進展等により、行政の業務の民間委託が拡大するとともに、一般競争入札実施によるコスト削減が求められています。

入札に参加する民間企業においては、落札するために入札金額を低く抑えることにより、低賃金、長時間労働など、従業員の「労働条件の低下」を招いたり、保険料負担を免れるため従業員を社会保険に加入させないなどの「法令違反」が生じるケースが見受けられ、社会問題となっています。

「住民目線」で働くことのできる 環境の整備・確保を

低賃金、長時間労働・社会保険未加入など、不適正・違法な労働条件では、従業員もモチベーションを維持できず、「住民のために良い仕事をする」という意識も持ちにくくなり、結果、良質な住民サービスを提供することが困難となります。



全国社会保険労務士会連合会

こんな場面で社会保険労務士による「労働条件審査」をご活用いただけます

入札参加要件として

委託業務への入札参加資格として審査を実施することで、労働社会保険への未加入など法令違反の状態にある企業への業務委託を回避することができます。

業務の委託期間中の状況確認として

委託業務に従事する方の労働社会保険加入や賃金、労働時間等の労働条件が適正・適法であるかについて審査し、法令違反等があれば是正や改善を図ることができます。

また、「従業員意識調査」を行うことにより、業務効率向上やいきいきと働くことのできる環境づくりのための改善点を確認することができます。

地元優良企業のPR制度として

地方自治体が独自に認定する優良企業の評価に「労働条件審査」を活用することで、地元企業の人材確保や雇用の安定、健全な発展を支援することができます。

● 社会保険労務士による労働条件審査とは？ ●

社会保険労務士による労働条件審査は、地方自治体の事業の委託を受けた民間企業について、労働基準法等の労働社会保険諸法令に基づく**規程類の整備状況**を確認するとともに、その**規程どおりの運用**が行われ、委託業務に従事する方が**いきいきと働くことができる職場**になっているかを確認するものです。

労働条件審査の実施・導入メリット

1 労働社会保険諸法令を遵守している企業に安心して業務を任せられます。

2 働きやすい環境づくりを行うことで、委託業務に従事する方の意欲や業務効率が向上し、住民サービスの質の向上が期待できます。

もう始まっています! ~ 指定管理者制度や入札参加要件に労働条件審査を活用 ~

東京都の複数の特別区では、指定管理者制度の運営を改善するため、指定管理者に雇用されている従業員の適正な労働条件の確保、住民サービス向上に関する意識などを確認するモニタリング・評価を行うこととして社労士会に労働条件審査を依頼しており、平成24年には、法務省において、登記所業務の民間委託を行う際の競争入札の要

件として労働社会保険諸法令の遵守状況調査を設定し、地域の社労士会が実施しました。

この他にも、都道府県、市区町村をはじめ関係団体等が、委託業務に従事する方の労働条件確保に向けた取り組みとして、労働条件審査の導入を検討する動きが広がっています。

審査の内容(例)



① 法令に基づく規程類の確認

労働基準法等の労働社会保険諸法令に基づく、主な規程類(就業規則・賃金規程等)の整備状況や内容を確認します。



② 帳簿書類による実態の確認

賃金台帳、時間外労働に関する協定書(36協定)、出勤簿、労働社会保険の適用届等により、規程どおりの労働条件が確保されているかを確認します。



③ 「従業員意識調査」の実施

労働環境について、委託業務に従事される方へ意識調査を実施し、働きやすい職場になっているかを確認します。

※ 労働条件審査は、国・地方自治体のニーズに応じて審査手法やご報告形式等、オーダーメイドで対応いたします。例えば、「社会保険の加入状況の確認だけを行いたい」といったご要望にも対応しております。

労働条件審査導入の目的や委託業務の規模、期間等をお聞かせください。目的やご要望に応じた審査の実施方法について、ご提案させていただきます。

審査の流れ

STEP1

導入に関するお打合せ

ご要望に応じ、審査内容等についてお打合せをさせていただきます。

STEP2

労働条件審査の実施

ご指定いただいた業務委託先企業について、担当社会保険労務士が労働社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の確認等を行います。

STEP3

審査実施結果のご報告

審査実施後、担当社会保険労務士が審査結果を記載した労働条件審査実施結果報告書を提出します。